

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十二号）（政策調査課）

一 趣旨

埼玉県議会議員の費用弁償の見直し等を行うための改正

二 内容

（一）宿泊料の支給方式を定額支給から実費支給（旅行先に応じた上限あり）に変更する。

（二）日当の見直し

ア 宿泊料に含まれていた朝・夕食代等を、日当として支給する。

イ 昼食代を廃止する。

ウ 常任委員会等の用務のため内国旅行をしたときの日当の額を改める。

（三）食卓料の廃止

（四）文言調整等

三 施行期日

令和七年四月一日